

市 第 47 号 議 案 横 浜 市 保 育 所 条 例 の 一 部 改 正

1 趣旨

令和元年5月17日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第七号。)の施行に伴い、横浜市保育所条例の一部を改正します。

2 改正する条例

横浜市保育所条例

3 改正の概要

(1) 用語の整理

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、新たな認定が創設され、文言を区別する必要があることから、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に改正されました。その規定にあわせて、横浜市保育所条例の「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に変更します。

4 施行期日

令和元年10月1日

次頁あり

市第 49 号議案 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

保育料の無償化に伴い、子ども・子育て支援法が改正され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年度内閣府令第八号。以下、「内閣府令」という。）が制定されました。

これに伴い、内閣府令の改正内容を本市条例に反映するため、関連する条例の一部を改正します。

2 改正する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

3 改正の概要

(1) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第 13 条第 4 項第 3 号）

特定教育・保育施設が特定教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用について、子ども・子育て支援法(以下、「法」という。)第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前の子どもの主食の提供に係る費用に限って徴収していましたが、今回これを削除し、従来の主食費に加え副食費についても支払を受けることができることとします。

また、副食の提供に要する費用について、年収 360 万円未満相当の世帯の子ども及び全所得階層の第 3 子以降の子どもに対する免除規定を追加します。

| | 改正前 | 改正後 |
|------------------|--|---|
| 食事の提供に要する費用 | 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもは主食の提供に係る費用に限る | (削除) |
| 副食の提供に要する費用の免除規定 | (規定なし) | <ul style="list-style-type: none"> ・満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、市町村民税所得割合算額が以下の金額未満であるもの <ul style="list-style-type: none"> 法第 19 条第 1 項第 1 号子ども：77,101 円 法第 19 条第 1 項第 2 号子ども：57,700 円 (ひとり親世帯等については、77,101 円) ・満 3 歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子どもが同一の世帯に 3 人以上いる場合に、以下に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> 法第 19 条第 1 項第 1 号子ども：負担額算定基準子ども又は小学校第 3 学年修了前子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者 法第 19 条第 1 項第 2 号子ども：負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。)である者 |

(2) 用語の整理

子ども・子育て支援法において、新たな認定が創設されたことにより、文言を区別する必要があることから、内閣府令にあわせて、「支給認定」という文言を「教育・保育給付認定」に変更します。

4 施行期日

令和元年 10 月 1 日